

部活動規定

京都市立七条中学校

1. 目的:①生徒の個性や特性を伸ばし、より豊かな人格を形成する。

- ②生徒の興味・関心を元に、自主的な活動集団としての力量を高める。
- ③集団活動のルールを学び、社会性を身につける。

2. 部の設置・休部・廃部について

- ①部の設置について…部は次の条件を満たしたときに活動ができる。

- A.顧問となる教員がいる。
- B.活動場所が確保されている。
- C.積極的に活動しようとする生徒が5人以上いる。創部一年目は同好会として活動する

②休部について

- A.年度当初、入部手続きが済んだ段階(初回部活動ミーティング時)で、実質的な活動が困難である場合、顧問は部活動係に報告する。さらに部活動顧問会で審議・承認の上、その部を休部とすることができる。
- B.休部となっている部の存続については、部活動顧問会で審議する。ただし、次年度に活動できる見込みがあり、指導を強く希望する顧問がいる場合は部活動顧問会で審議の上、活動を再開できるものとする。

③部の廃部について

- A.年度当初、将来的に廃部が予想される部については、部活動顧問会で審議し、その方向性を確認しておく。
- B.廃部が決定した部の新入部員は募集しないこととする。

3. 入退部について

- ①入部申し込みは、年度初めに全校一斉にする。ただし、担任と顧問の許可がある場合のみ、途中入部も認める。

現在入部している2・3年生についても年度初めには、入部届を提出する。

- ②部員は特別の理由がない限り、活動に参加する。休む場合は、学校や顧問に連絡をする。

- ③退部を希望する場合は、保護者の申し出により、担任と顧問の許可を得て認める。

- ④入部、退部は所定の用紙によること。

- ⑤兼部は認めない。

4. 平日の活動について

- ①部活動よりも学級活動および生徒会活動を優先させること。

- ②評議・専門委員会が行われる日は、活動開始20分間は奉仕活動の時間とする。ただし、各部の活動がオフの場合、奉仕活動はしなくてよいものとする。

- ③午前授業日の昼食は、指定された場所でとる。活動時間に合わせて自宅で昼食をとってもよい。

- ④活動時間：部活動終了時刻は16時45分、完全下校時刻は16時55分。

各部の活動時間は2時間とする。また、平日に1日以上の休養日を設けること。

教職員は、完全下校時刻を厳守させ、できるだけ下校指導に当たる。

- ⑤始業前の練習(朝練習)は認めない。

5. 更衣について

- ①男子は各学年の教室、女子は更衣室（体育館横）を使用する。
- ②荷物は、各活動場所に移動させる。
- ③施錠は教員で確認する。
- ④当該教室は、掃除なし。

6. 休日・祝日の活動について

- ①活動時間は原則午前9時から午後5時とし、午後5時には完全下校する。
各部の活動時間は3時間、土日のどちらかに休養日を設けること。
生徒は活動時間の30分前より早く登校しないこと。
- ②必ず顧問の直接指導があること。顧問不在の活動は認めない。
対外試合を行う場合は、顧問が責任を持ってトラブル等ないようにする。
- ③校内への立ち入りは、各部の顧問が指定した活動場所のみとする。
- ④貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。
- ⑤事前に以下の内容を週末部活予定表（出退勤 PC の側面）に書き込む。
 - A. 校内活動の場合、その時間帯（活動前後の顧問が来る時間を含む）。
 - B. 校外活動の場合、活動場所。
 - C. 活動をしない場合、Off や×など記入の上、未記入と区別をつける。

7. 長期休業中の活動について

- ①活動時間は原則午前9時から午後5時とし、午後5時には完全下校する。
ただし、生徒は活動時間の30分前より早く登校しないこと。（夏季休業中については、暑さ対策のために特別時間帯を設ける）
- ②活動場所の整備・清掃や備品等を管理の徹底する。
- ③貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。

8. 活動停止日について

- ①原則、以下の日については部活動を停止する。
 - A. 入学式の前日、当日。及び卒業式の前日、当日。
 - B. 校外学習日。
 - C. 宿泊を伴う校外学習日の前日及び当日。
 - D. 学校祭など学校行事の前日、当日については、各部の指示による。
 - E. 定期テスト1週間前より最終日を含むテスト期間中まで。
 - F. 職員会議の日。
- ②①の日であっても、公式戦及びコンクール前については、管理職の許可があり、教職員に連絡をした上で短時間の活動を認める。ただし、顧問の直接指導のもと、時間・人数等を配慮すること。

9. 部の停止について

部活動中および登下校中に次のような行為があった場合、部の活動を一時的に停止する場合がある。

- A. 校則及び部活動規定の違反を繰り返したとき。
- B. 部内で大きな問題が生じたとき。
- C. 活動中の態度行動が適切でないとき。
- D. 顧問の指示に従わなかったとき。
- E. 活動時間を守らなかったとき。

10. 部活動保護者会

①必要に応じて部活動保護者会を開く。

②部費の徴収については、保護者の了承を得て行うこと。学校長へ保護者向けのプリントを事前に提出すること。年度末には決算報告を配布すること。

11. 予算

①予算委員会の原案を元に審議・決定する。

②予算を執行する場合は、顧問が必要書類をそろえて事務室に提出する。

③高額な物品（備品）、共通物品などの購入については、予算委員会でその旨を伝え、承認されたものについて執行できる。

12. 服装について

①活動中の服装は、体育時の服装・ユニフォームまたは、部で認められた練習着とする。

②休日や休業中の登下校は、標準服または①の服装とする。

③平日の部活動の更衣は、原則終学活後とする。

13. その他

①校舎内で活動をする部は、時間・場所を調整して他の部と共用すること。

また、ボールの使用は原則認めない。安全に十分注意して行うこと。

②適宜、キャプテン会議を行い、部の活動について話し合う。

③屋外活動中、雷が発生した場合は、速やかに屋内に避難すること。

④平日・休日・休業中のいずれも活動時間・場所の調整は各顧問を中心に行う。

⑤宿泊を伴う校外での活動を行う場合は、管理職に了承を得た上で全体に周知する。

また二週間前までに市教委に校外活動届を提出すること。

⑥宿泊を伴わない校外での活動を行う場合は、一週間前までに市教委に校外活動届を提出すること。

⑦本校にない部活動で公式戦に参加する生徒がいる場合は、原則保護者が引率をする。

⑧部活動で出す案内は、職員室前の「部活動ファイル」にとじて、管理職のチェックを受けること。

⑨使用場所の清掃や施錠の確認は使用した部活動で行う。